

平成23年(2011年)12月20日



埼玉県報

第 2 3 4 9 号
平成23年12月20日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [昭和61年埼玉県告示第545号\(浄化槽法に基づく指定検査機関の指定\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [昭和62年埼玉県告示第1571号\(浄化槽法に基づく指定検査機関の指定\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [秦第二土地改良区役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [新堀土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [国道254号の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [国道254号の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山鴻巣線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター手術用顕微鏡一式に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キーヴァ
- 三 代表者の氏名
宮内 利治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蕨市南町四丁目十二番十号
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、要介護認定者及びその保護者に対し、折畳み式簡易浴槽の貸与事業を行い、入浴介護活動の支援に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、要介護認定者及びその保護者並びに介護事業等に関係する人々に対し、折畳み式簡易浴槽の貸与事業及び販売事業を行い、入浴介護活動の支援に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千四百八十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 〇 リットル	11C068824	一	農業	平成二十三年八月一日 平成二十四年三月三十一日
	11E013220	五	農業	平成二十三年八月一日 平成二十四年三月三十一日
一 〇 リットル	11A050149	四	農業	平成二十三年八月一日 平成二十四年三月三十一日
	11A050152	五	農業	平成二十三年八月一日 平成二十四年三月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県春日部市下柳一五一一
JAみずほ庄和給油所

免税証を交付した事務所

亡失年月日

埼玉県春日部県税事務所

平成二十三年十一月二十八日

告 示

埼玉県告示第千四百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たすけあいワーカーズこの指とまれ
- 三 代表者の氏名
井 瀧 佐智子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目五番三号ひゅうまんポスト内
- 五 定款に記載された目的
本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千四百九十号

昭和六十一年埼玉県告示第五百四十五号（浄化槽法に基づく指定検査機関の指定について）で公示した左の指定検査機関について、当該指定検査機関の代表者名等を次のとおり変更した。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定検査機関

社団法人 埼玉県環境検査研究協会

二 変更事項

イ 指定検査機関の代表者の氏名

変 更 後	変 更 前
会長 森田 正清	会長 坂口 譲

ロ 指定検査機関が検査業務を行う地域

変 更 後	変 更 前
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市 北足立郡 入間郡 比企郡 秩父郡のうち東秩父村	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、ふじみ野市 北足立郡 入間郡 比企郡 秩父郡のうち東秩父村 南埼玉郡 北葛飾郡

三 変更年月日

平成二十四年四月一日

告示

埼玉県告示第千四百九十一号

昭和六十二年埼玉県告示第千五百七十一号（浄化槽法に基づく指定検査機関の指定について）で公示した左の指定検査機関について、当該指定検査機関が検査業務を行う地域を次のとおり変更した。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定検査機関

社団法人 埼玉県浄化槽協会

二 指定検査機関が検査業務を行う地域

変更後	変更前
熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、秩父郡（東秩父村を除く。） 児玉郡 大里郡 南埼玉郡 北葛飾郡	熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、羽生市、深谷市 秩父郡（東秩父村を除く。） 児玉郡 大里郡

三 変更年月日

平成二十四年四月一日

告示

埼玉県告示第千四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

仁徳ビル

埼玉県行田市佐間一丁目三番十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千百三平方メートル

（変更後）千八百九十八平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時（年間九十日に限り午後七時三十分）

（変更後）午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場 午前九時三十分から午後七時三十分（年間九十日に限り午後八時）

り午後八時）

駐車場 午前九時三十分から午後七時三十分（年間九十日に限り午後八時）

り午後八時）

（変更後）駐車場 午前六時から午後十時

駐車場 午前〇時から翌午前〇時（一部午前六時から午後十時）

ハ 変更年月日

平成二十四年八月十三日

二 届出年月日

平成二十三年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二十日から平成二十四年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月二十日から平成二十四年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦第二土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所につい
て、次のとおり届出があった。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	荻野 操	埼玉県熊谷市大野七百五十五番地
同	荻野 孝	同 依瀬五百三十六番地二
同	卷川 長幸	同 葛和田六百二十六番地一
同	中川 興平	同 六百七十一番地一
同	江利川 俊一	同 八百十七番地一
同	斉藤 甚一	同 七百九十六番地
同	森 茂	同 九百十七番地
同	福田 三郎	同 九百十四番地
同	島田 正一	同 九百三十五番地一
同	長井 清治	同 千八百十番地一
同	小林 一好	同 千九百十二番地二
同	山本 忠	同 三千百六十九番地
同	齋藤 健一	同 三千百六十三番地一
同	金井 栄三郎	同 弁財百三十六番地
同	大島 敏秋	同 百八十九番地
同	大島 浩	同 大野二百六十五番地
同	加藤 利郎	同 八百八十三番地
同	増田 宣夫	同 日向千百五十二番地六
同	須田 竹三郎	同 上須戸千五百五十三番地二
監事	石井 淳	同 葛和田五百四十一番地
同	尾崎 栄一郎	同 大野八百八十二番地
同	齋藤 金十郎	同 依瀬四百九十一番地

二 退任

職名 氏名 住所

告 示

埼玉県告示第千四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	関 根 昇	埼玉県さいたま市岩槻区大字古ヶ場五百十二番地

告 示

埼玉県告示第千四百九十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（基盤地図情報整備）

二 作業期間

平成二十三年十一月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

本庄市、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町、児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第千四百九十六号

平成二十三年埼玉県告示第九百六十八号で公示した公共測量（荒川右岸流域下水道台帳図整備）は、平成二十三年九月七日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県荒川右岸下水道事務所長中野毅から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百九十七号

平成二十三年埼玉県告示第九七十号で公示した公共測量（土地区画整理）は、平成二十三年十月二十八日終了した旨測量計画機関の長である入間市野田土地区画整理組合理事長木下博から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百九十八号

平成二十三年埼玉県告示第千四十三号で公示した公共測量（レベル二五 デジ
タルマッピング）は、平成二十三年十一月二十九日終了した旨測量計画機関の長で
ある蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十
八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百九十九号

測量計画機関の長である埼玉県行田県土整備事務所長吉田学から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（羽生水郷公園計画図作成）

三 作業地域

羽生水郷公園

四 作業期間

平成二十三年六月三日から平成二十三年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第十五百号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

川越市全域

四 作業期間

平成二十三年十月二十四日から平成二十四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第十五百一号

測量計画機関の長である和光市長松本武洋から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百二号

測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

大里郡寄居町

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺五千分の一 R C 三十（GPS / IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

平成二十三年十一月十八日から平成二十四年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第十五百三三号

測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

熊谷市全域

四 作業期間

平成二十三年十一月一日から平成二十四年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千五百四号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百五号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

一 道路の種類 国道

二 路線名 二百五十四号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番二地先まで	ふじみ野市大字大井字西台 八五一番四地先から	区 間
一三・五 二九・五	八・二五 一三・八	敷地の幅員 (メートル)
	二七・	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

国道二百五十四号	路線名
ふじみ野市大字大井字西台八五六 番三地从り同市大字大井字西台九 一第一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年十二月二十二日	供用開始の期日
延長三五・ メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

東松山鴻巣線	路 線 名
東松山市新宿町十七番三地先から同市新宿町二十七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る）	供用開始の区間
平成二十三年十二月二十日	供用開始の期日
平成二十三年四月一日埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二六五・〇〇メートル	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月十八日

指令川建セ第二二〇一四六〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月十五日

川建セ第二三〇〇八三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字東両表二五八番二、字下両表三二二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九六八番地二八 ソレアードつきのわ101

千野 修 二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十二月十四日

指令川建セ第二三〇〇一三二二号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月十六日

川建セ第二三〇〇八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字長楽字京塚五五三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字長楽五五三番地三

粕谷 祐二

告示

埼玉県病院事業告示第二十四号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表中

ヒトパピローマ(子宮頸がん)

使用薬剤の価格に診療報酬の算定方法に

より算定した初診料（二回目以降の接種にあつては、再診料）及び注射料に百分

の百五を乗じて得た額を加算した額

を

ヒトパピローマ(子宮頸がん)

ヒトパピローマ(子宮頸がん)

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン)

一回につき 一四、

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン)

一回につき 一五、

四七〇円

七八〇円

に改める。

告 示

埼玉県病院事業告示第二十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
手術用顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター 事務局業務部
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100
- 3 落札者を決定した日
平成 23 年 12 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社フジタ医科器械
東京都文京区本郷 3 丁目 6 番 1 号
- 5 落札金額
39,375,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 23 年 10 月 28 日